

PICK UP /

令和7年度タクシー料金助成の受付を開始します



問合せ 地域福祉課高齢者支援グループ(あいあい) ☎ 84-3312
 地域福祉課障がい者支援グループ(あいあい) ☎ 84-3313

高齢者と重度障がい者(児)の社会活動を支えるために、タクシー料金の一部を助成します。利用を希望する人は、ご相談ください。昨年度、交付を受けた人も、新たに申請が必要です。

【75歳以上の高齢者】 ※重度障がい者の人は、**【重度障がい者(児)】**をご覧ください。

対象者	金額(年間)
満75歳以上の人(心身等の事情により亀山市乗合タクシーに乗車することが困難であると市長が認める人に限る)	10,000円

心身等の事情とは、車いすを必要とする人や寝たきり状態などでセダン型タクシーに乗れない事情や、認知症の症状で行動や意思疎通が困難であり介助者を必要とする事情などを言います。

【重度障がい者(児)】

対象者	金額(年間)
身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかを所持している人(自動車税種別割・軽自動車税種別割の減免制度、燃料費助成制度が適用されている人は対象外)	15,000円 (じん臓機能障害1級の身体障害者手帳を所持している人は45,000円)

●申請手続きに必要なもの

	本人が申請する場合	代理人が申請する場合
高75歳以上の者	①本人の身分証明書 ②認印 ③本人の乗合タクシー利用カード(登録済の人のみ) ④乗合タクシー無料体験乗車券(令和7年度新規登録の人のみ)	①本人の身分証明書(写し可) ②本人の乗合タクシー利用カード(登録済の人のみ) ③代理人の身分証明書 ④代理人の認印
い重度障がい者(児)	①各種障害者手帳 ②認印	①各種障害者手帳 ②代理人の身分証明書 ③代理人の認印

●申請場所 高齢者支援グループ(あいあい6番窓口)
 障がい者支援グループ(あいあい5番窓口)
 地域サービス室(関支所・加太出張所)

PICK UP /

「空き店舗等活用支援事業補助金」を活用した出店募集



問合せ 商工観光課商工業振興グループ ☎ 84-5049

対象となる事業者(すべてに該当)

- 空き店舗や空き家を改装して出店する個人や法人
- 亀山商工会議所からの推薦を受けたもの
- 2年以上継続して事業を実施する見込みがあるもの

対象となる空き店舗等(すべてに該当)

- ▷ 指定区域(亀山市立地適正化計画に位置付ける居住誘導区域内にある店舗等)
- ▷ 対象業種…小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、医療・福祉事業など
- ▷ 6カ月以上、店舗や住居として使用していないこと
- ▷ 店舗面積が500㎡未満であること
- ▷ 週4日以上かつ1日4時間以上営業すること
- ▷ 改装などは、市内業者で行うこと
- ▷ 令和8年3月末日までに工事が完了し、開業ができること

対象となる経費

改装費(内外装工事費、建物附属設備工事費、看板設置工事費)、賃借料

補助金額

対象となる経費の1/2の額以内(上限100万円)
 ※申請書の提出日時点で、補助金の交付対象者(法人の場合はその代表者)が女性または満35歳未満の場合は上限150万円

募集期間

4月1日(火)～5月9日(金)
 ※申請書は、商工観光課商工業振興グループ(本庁2階)でお渡しします。また、市ホームページからもダウンロードできます。

